

災害に強い経済社会の構築に向けて ～企業・経済界の取組みと行政に求められる対応～

2012年3月5日
(社)日本経済団体連合会

問題意識

- 東日本大震災は広範囲かつ甚大な人的・物的被害
 - －1万5千人を超える死者の発生、ライフラインの寸断、家屋の倒壊
 - －企業・経済界では生産設備の損傷、サプライチェーンの寸断、電力不足による事業活動の制約
- 企業の事業活動に影響を与え得る自然災害等のリスクが国内外に存在
 - －国内：地震・津波、大規模水害、新型インフルエンザ 等
 - －海外：タイで発生した大規模洪水被害がわが国企業の事業活動に大きく影響

国内外の多様な災害リスクの整理と東日本大震災を踏まえた災害の規模・被害に係る想定の見直しを行った上で、各界における防災・減災や事業継続に向けた取組みを再検証し、一層強化していくことが急務

具体的方策

企業・経済界の取組み

(主として地震対策を念頭)

1. 平時からの取組み

東日本大震災に際し、企業の平時からの防災・減災対策は一定の機能を果たした一方、備えが不足した面もあった。災害の想定を見直した上で、平時の対策の検証・強化が不可欠であり、以下、「企業に求められる地震対策の10箇条」(経団連、2009年3月)に即して整理。

(1) 「企業に求められる地震対策の10箇条」

- ・災害対策本部の体制整備と機能強化
- ・社員とその家族の安否確認手段の多重化
- ・実践力向上に資する訓練の継続的实施
- ・全社員の防災意識の向上と社内人材育成の推進
- ・適正な備蓄品目の選定と備蓄量の確保
- ・施設の耐震化・不燃化と什器の固定の促進
- ・流動性資金と復興資金の確保
- ・サプライチェーンへの支援と連携強化
- ・社内外の帰宅困難者に関する取組みの促進
- ・地元自治体や地域との積極的な連携強化

(2) 上記10箇条で触れていなかった今後さらなる対応が必要な事項

- ・自家発電設備等の予備電源の確保
- ・施設の水防対策の実施 等

2. 災害発生時から復旧に向けての対応

(1) 初動

社員各自の身の安全の確保、二次災害の防止 等

(2) 事業継続

取引先や業界と連携したサプライチェーンの維持 等

(3) 社会機能維持(例：電力、ガス、金融、医療など)

業界挙げた迅速な復旧、被災・復旧に係る情報発信 等

(4) 被災者・被災地支援

寄付、救援物資の提供、人的支援 等

行政に求められる対応

1. 平時からの取組み

(1) 法令等における対応

①大規模災害に対応し得る法制・体制の整備

- －災害対策基本法の見直し
- －社会環境の変化に応じた指定公共機関の見直し 等

②民間における防災対策の促進

- －防災・減災対策に資する取組みへの予算・法令等の面からの支援

(2) 行政に求められる取組み

- ・東日本大震災を踏まえた防災計画の改定
- ・過去の災害関連情報をアーカイブとして統合・保存
- ・道路、河川、学校など社会資本の災害強度の向上
- ・訓練等を通じた地域住民の防災意識の向上
- ・防災情報プラットフォームの高度化・共有化の推進
- ・広域災害に備えた地方自治体間での連携

2. 災害発生時から復旧に向けての対応

(1) 法令等における対応

民間による事業継続や復旧に向けた取組みを迅速かつ円滑に進めるためには、一時的な法令等の弾力的な運用と各種規制の緩和が必要。

- －代替品の使用や生産に際しての規制の緩和、
- 緊急物資輸送に際しての規制の緩和 等

(2) 行政に求められる取組み

- ・警察、消防、自衛隊が連携した人命救助、治安維持
- ・国による被災自治体への人的・物的支援
- ・国際社会に対する「強い日本」の発信
- ・被災自治体における行政機能の維持と受援体制の整備
- ・被災地内外での自治体間連携の推進

官民の連携により取り組むべき課題

○企業と地元自治体や地域との間での協力

大規模災害発生時の協力のあり方の取り決め、共同防災訓練の実施、防災に係る協議会への参加 等

○電気、ガス、水道、情報通信などライフラインに係る対応

施設・設備の平時よりの耐震化・水防対策の推進、発災後の復旧に向けた連携強化 等

○「活きた情報」の有効活用

国等によるリアルタイムかつ一元的な被災などに係る情報の発信、情報収集・発信のための仕組みの構築 等

○帰宅困難者対策

行政や企業等による滞在場所の提供、行政による滞行者・滞在場所提供者への情報提供と物資提供 等

継続的かつ着実に取り組むべき課題

- ICT技術を活用した防災・減災システムの高度化の推進(地震、ゲリラ豪雨等に係る監視や予測の精度向上)
- 首都中枢機能確保をはじめとした災害に強いまちづくりの推進とそれによるわが国都市の競争力向上
- 国民全体の災害に対する意識の向上とそのための啓発活動の展開
- 世界最高水準の防災社会の構築を通じた安心・安全な日本の復活と国際的なプレゼンスの向上

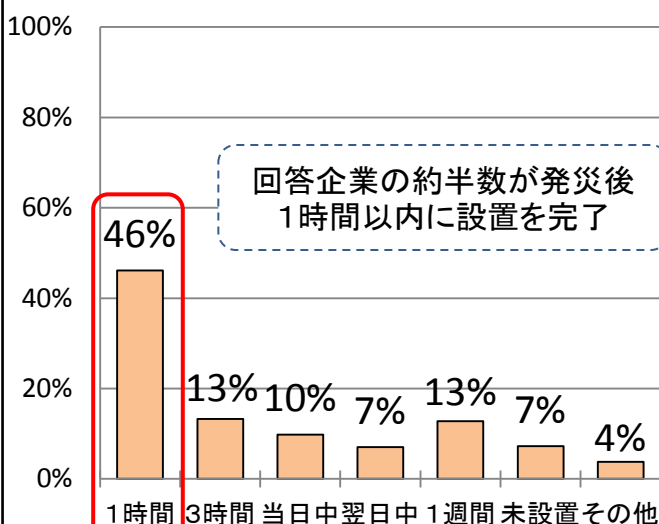
東日本大震災に際しての企業の対応と事業継続の障害となった規制の事例（抜粋）

2012年3月5日
(社) 日本経済団体連合会

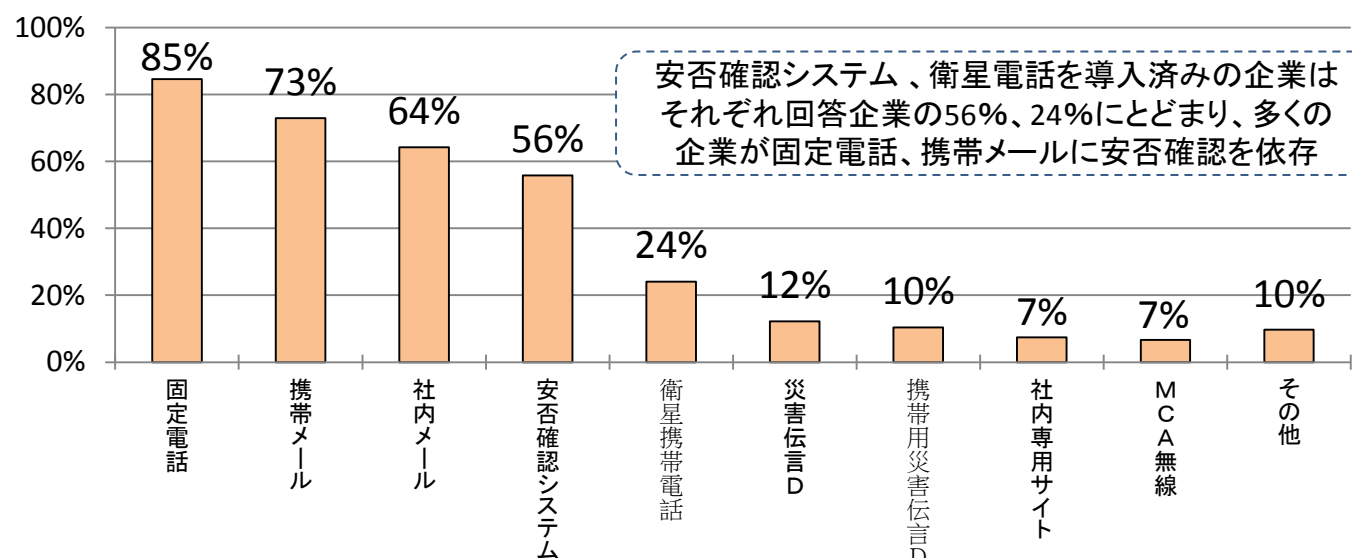
アンケート調査の概要

- 実施時期：2011年10月4日～11月11日
- 対象：経団連会員企業（約1300社）
- 回答社数：403社（回答率約31%）

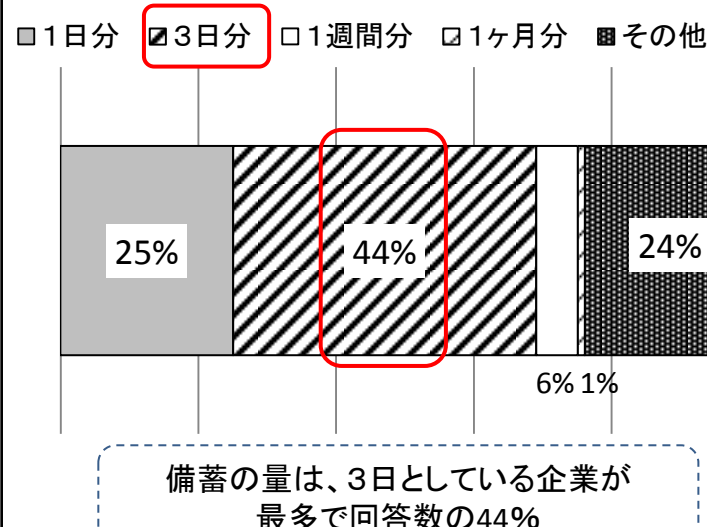
1. 災害対策本部設置までに要した時間



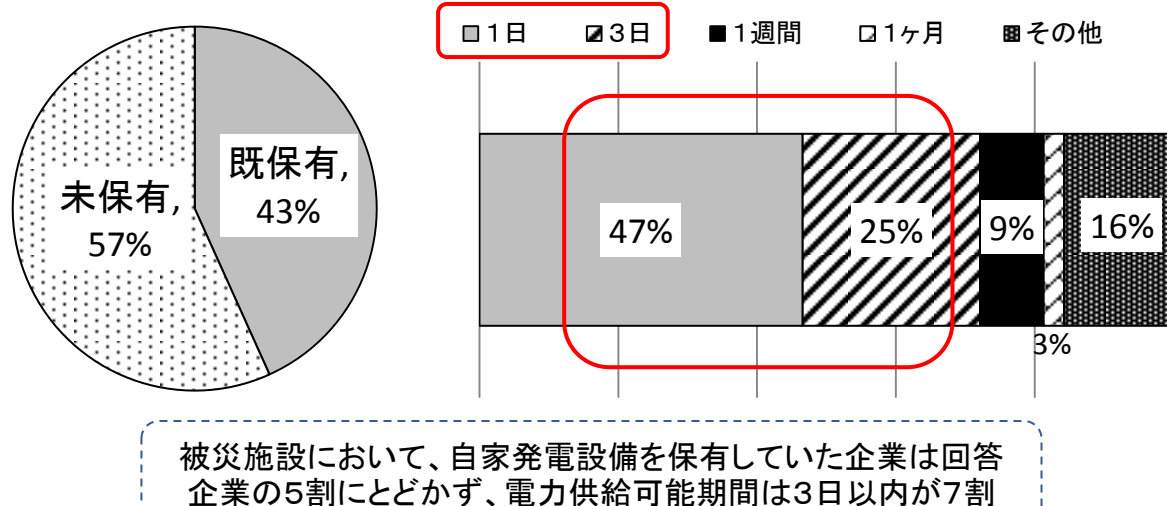
2. 安否確認手段の導入状況



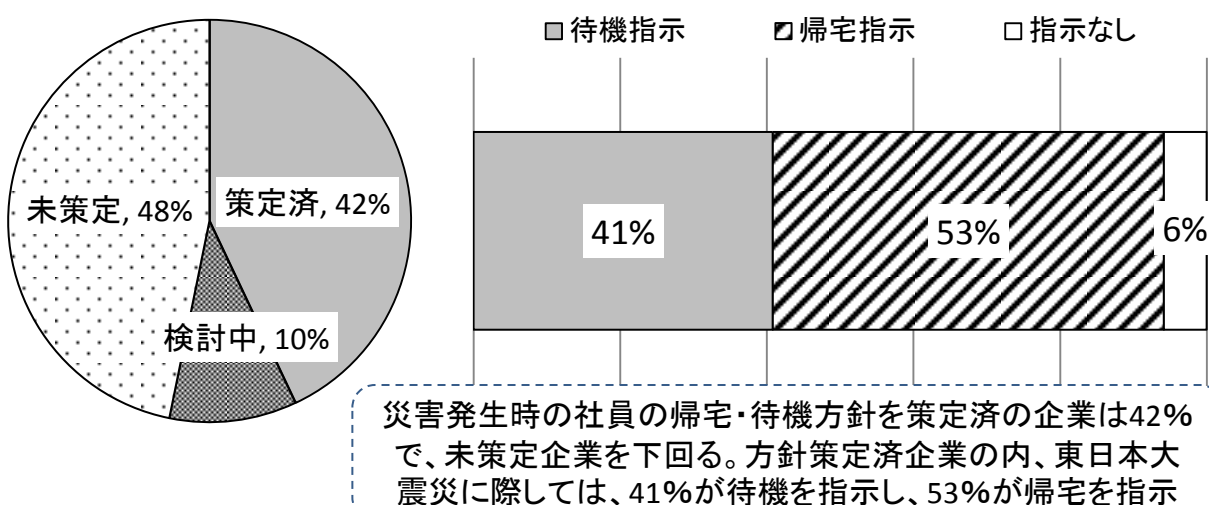
3. 備蓄の手当



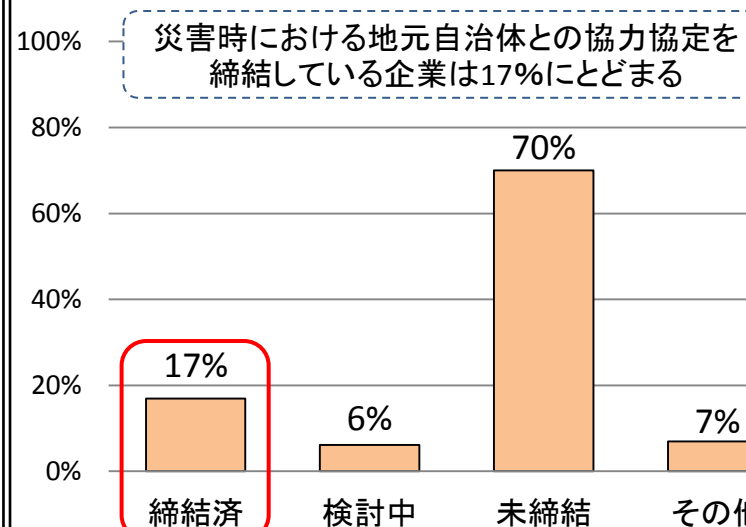
4. 自家発電設備の保有とその電力供給可能期間



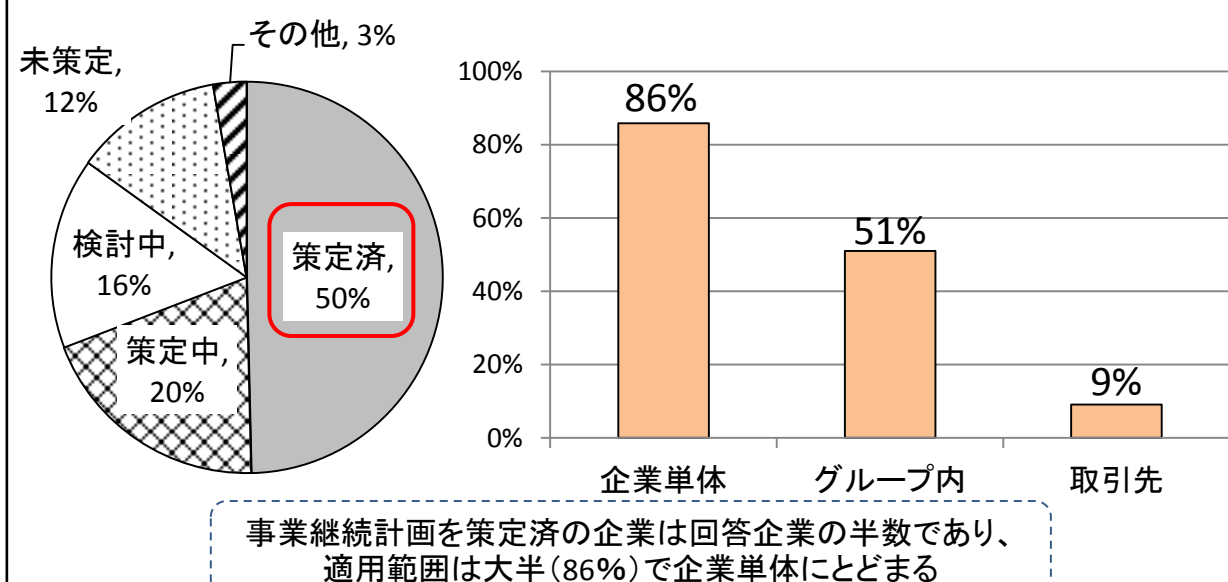
5. 社員への帰宅・待機方針の指示方針の有無と方針策定済み企業における社員への指示内容



6. 地元自治体との災害協定の締結状況



7. 事業継続計画の策定の有無とその適用範囲



8. 事業継続に際しての障害となった規制の事例

- ・タンクローリーについて、応援に際しての蔵置場所の移転手続きや駐車時間や積載量に係る規制が障害となった。
- ・緊急物資の輸送に際して、緊急車両通行証の発行手続きが自治体間でバラツキがあった。また、車種や積載品に係る規制が障害となった。
- ・同業他社に代わって、代替生産をする際、定期検査業務等が障害となった。
- ・ラベルの供給停滞に伴い、商品表示に係る規制が障害となった。
- ・具材等が欠けた加工食品について、JAS法、食品衛生法、景品表示法が障害となった。
- ・自動車運転手の勤務時間、36協定、有資格者による業務制限など労働関連法制が障害となった。
- ・被災者の所在や安否に係る情報の共有に際して、個人情報保護法等が障害となった。